

日本脳炎予防接種について

共和町では平成29年度中に3歳になる方、6歳になる方、9歳になる方、18歳になる方へご案内を個別にお送りいたします。

日本脳炎予防接種の対象者

通常の対象者：平成21年10月2日以降に生まれた方

日本脳炎の予防接種は、第1期の接種が3回、第2期の接種が1回の合計4回受けます。

- ・ 第1期(3回接種)・・・生後6ヵ月から7歳6ヵ月になるまで
 - ・ 初回接種：標準的には3歳から4歳になるまでに、6～28日の間隔で2回接種
 - ・ 追加接種：標準的には4歳から5歳になるまでに、初回接種終了後おおむね1年の間隔をおいて1回接種
- ・ 第2期(1回接種)・・・9歳以上13歳未満(標準的には9歳から10歳になるまで)の期間に1回接種

※標準的な接種年齢は、病気にかかりやすい年齢などを考慮したうえで接種をおすすめする時期のことです。できる限り標準的な接種年齢内で接種しましょう。

特例措置の対象者

日本脳炎予防接種は、以前に使用していたワクチンの副反応により接種を差し控えていた時期があるため、下記のとおり特例措置の対象者が定められています。生年月日により、接種可能な年齢が異なりますのでご注意ください。

1. **平成19年4月2日～平成21年10月1日生まれの方**
 - ・ 第1期(3回接種)を7歳6ヵ月になるまでに接種します。
 - ・ 7歳6ヵ月になるまでに第1期の接種を完了できなかった方は、不足分を9歳以上13歳未満の期間で接種することができます。
 - ・ 第2期(1回接種)は、通常の対象者と同様、9歳以上13歳未満の期間で接種します。
2. **平成19年4月1日以前に生まれた方で、20歳未満の方**
 - ・ 合計4回の接種が完了していない方は、不足分を20歳未満までの期間で接種することができます。
 - ・ 4回目の接種は9歳以上で接種してください。

※定期接種として受けられるのは20歳の誕生日前日までです。20歳以降に接種した分は任意接種となり、全額自己負担となる他、予防接種が原因で健康被害が生じた場合の救済措置も定期接種とは異なりますので、その点ご理解のうえで接種を受けてください。

※女性の方で、妊娠中もしくは妊娠している可能性がある場合には原則接種はできません。予防接種の有益性が危険性を上回ると医師が判断した場合のみ接種できます。

日本脳炎の接種スケジュール(接種間隔)

・接種スケジュールの詳細については、日本脳炎接種スケジュールをご確認ください。

接種できる医療機関

日本脳炎予防接種が受けられる医療機関は、下記の接種医療機関です。予約制ですので、必ず希望の医療機関に電話予約をして接種をうけてください。(完全予約制：日数に余裕をもって予約をしてください)

医療機関名	時間	予約電話番号	接種日
小沢診療所	9:00~11:30	72-1160	月~金 午前
発足診療所	14:00~15:30	74-3009	月~金 午後
前田診療所	9:00~11:30	73-2211	月~金 午前 (午後の接種は要相談)
東山クリニック	9:00~12:00 14:30~17:30	62-7700	月~金 午前・午後
岩内協会病院	9:00~16:00	62-1021	毎週 木曜日 午後 受付: 13~14時
前田医院	8:30~11:30 14:00~17:30	62-1293	月~土 (水・土: 午前のみ) 接種時間: 8時30分~/14時~

- ・ お子様の病気や通学、仕事等のやむを得ない理由により、上記の接種医療機関以外での接種を希望される方は、事前に役場健康推進係までご相談ください。
- ・ 接種の際は、(1)予診票 (2)母子健康手帳 (3)13歳未満のお子様で保護者以外の方が同伴する場合は委任状 (4)13歳以上のお子様で保護者が同伴しない場合は同意書兼予診票の同意欄にサインが必要です。((3)委任状および(4)同意書については「保護者の同伴について」をご覧ください)
- ・ 接種料金は無料です。

予診票の交付について

接種時にお持ちいただく予診票は、下記の方法で交付いたします。

1. 平成29年度中に3歳になる方(H26.4.2~H27.4.1 生まれ)、6歳になる方(H23.4.2~H24.4.1 生まれ)、9歳になる方(H20.4.2~H21.4.1 生まれ)、18歳になる方(H11.4.2~H12.4.1 生まれ)には、個別に送付します。
2. その他の年齢の方で接種を希望する場合は、役場健康推進係までお電話ください。お子様の年齢や今までの接種歴等を確認したうえで予診票を郵送いたします。(電話の際、接種歴のある方はお手元に母子健康手帳をご準備ください)

保護者の同伴について

1. お子様が 13 歳未満の場合
原則、保護者の同伴が必要です。やむを得ない理由により保護者が同伴できない場合は、お子さんの健康状態をよく知っている親族の方等の同伴でも差し支えありません。
保護者以外の方が同伴する場合は、予診票の他に、保護者が同意した旨の「委任状」が必要となりますので、委任状をダウンロードしていただくか、役場健康推進係までご連絡ください。
2. お子様が 13 歳以上 20 歳未満の場合
保護者が説明書の記載事項を読み、理解し、納得してお子様に予防接種を受けさせることを希望する場合は、同意書および予診票に保護者自ら署名することによって、保護者が同伴しなくてもお子様だけで予防接種を受けることができます。
※同意書および予診票の2ヶ所に保護者の署名(自署)がなければ予防接種を受けることができませんのでご注意ください。
※既婚の方は、同意書は不要です。

日本脳炎とは

日本脳炎ウイルスの感染によっておこる中枢神経(脳や脊髄など)の病気です。ヒトからヒトへの感染はなく、ブタなどの動物の体内でウイルスが増殖した後、そのブタを刺したコガタアカイエカ(水田等に発生する蚊の一種)などが人を刺すことによって感染します。

症状が現れずに経過する 경우가ほとんどですが、症状がでる場合には、6～16 日間の潜伏期間の後に、数日間の高熱、頭痛、嘔吐などで発病し、引き続き急激に、光への過敏症、意識障害、けいれんなどの症状をしめす急性脳炎になります。

大多数の方は無症状に終わりますが、脳炎を発症した場合、20～40%が死亡に至ると言われています。また、重い後遺症を残す方も多い病気です。